

# 平成29年度 指定障害福祉サービス事業所等自己点検シート

事業種別【 放課後等デイサービス 】

報酬編

- ◎ 点検の方法は… 各点検項目について、○又は×を記入します。  
事業所対象外(又は事例なし)の場合は、斜線を引きます。
- ◎ 点検後の処理… 点検項目は報酬算定基準に準じています。  
×を記した項目は、基準等の違反となります。  
改善し、過誤請求等の処理を行ってください。
- ◎ シートの保管は… 次年度の点検実施時まで保管してください。  
県の指示があった場合は、提出してください。

点検日 平成 29 年 7 月 7 日

※1 但し、点検項目については、平成29年6月1日～30日の状況で記入してください。

点検者 管理者 陣内隆行

※2 原則、管理者が点検者です。

## 事業所概要

事業所番号	1 4 5 2 2 0 0 5 5 1
事業所名称	(フリガナ) ショウナンコクサイアフタースクールツジドウ 湘南国際アフタースクール辻堂
事業所所在地	〒251-0042 藤沢市辻堂新町1-2-21新町GⅡビル202

## 凡例

報酬告示	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）
留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

【指定障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出書】

(留意事項通知 第一の1、5)

1 平成29年度の各加算等の算定状況(指定障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出書)を提出しているか。

2 指定事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかになった場合は、速やかにその旨(同届出書)を提出しているか。

加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこととしているか。

\* 減算が行われる場合

【定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について】

(留意事項通知 第二の1(5))

3 指定放課後等デイサービス事業所の障害児の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、所定単位数の100分の70としているか。

(1)1日の障害児の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合  
⇒1日につき減算

(一)利用定員が50人以下の指定事業所  
運営規程に定めている利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合

(二)利用定員が51人以上の指定事業所  
運営規程に定めている利用定員の数から50を差し引いた数に100分の125を乗じて得た数に、75を加えて得た数を超える場合

(2)過去3月間の利用実績が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合  
⇒1ヶ月につき減算

(一)直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合

(二)ただし、定員11人以下のは、過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合

【人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について】

(留意事項通知 第二の1(6))

4 指定放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が指定障害児通所支援指定基準条例の規定により配置すべき員数を満たしていない場合は、所定単位数の100分の70としているか。  
次に示した(一)から(三)の具体的な取扱いにより所定単位数を算定しているか。

(一)配置すべき従業者の員数を満たしていない場合

人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児の全員について減算しているか。

人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児の全員について減算しているか。

(二)(一)以外の従業者(児童発達支援管理責任者)が配置すべき員数を満たしていない場合

人員欠如の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児の全員について減算しているか。

(三)常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合

人員(要件)欠如の翌々月から人員(要件)欠如が解消されるに至った月まで、障害児の全員について減算しているか。

【個別支援計画の作成に係る業務が適正に行われていない場合の所定単位数の算定について】

(留意事項通知 第二の1(7))

- 5 放課後等デイサービス計画の作成が適切に行われていない場合は、所定単位数の100分の95としているか。  
次のいずれかに示した具体的な取扱いにより所定単位数を算定しているか。

↓  
個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い

次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する障害児につき減算しているか。

(一) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合

(二) 個別支援計画に係る一連の業務が適切に行われていない場合  
(例:モニタリングが適切に行われていない場合)

【営業時間が6時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について】

(留意事項通知 第二の2(3)(1)(四)(準用 第二の2(1)(1)(六)))

- 6 運営規程に定める営業時間が、4時間以上6時間未満の場合には100分の85を、4時間未満の場合には100分の70を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。  
(放課後にサービスを提供する場合を除く)

【児童発達支援給付費の区分について】

(報酬告示 別表第3 注3,4)

- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準(※)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を所定単位数を加算しているか。

厚生労働大臣が定める施設基準(※)

児童指導員、保育士または指導員のうち強度行動援助障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了した者を1以上配置していること。

↓  
放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数のうち、1以上が児童指導員、保育士又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(以下「基礎研修修了者」という。)若しくは行動援助障害支援者養成研修修了者(以下「児童指導員等」という。)であるか。

【児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い】

(報酬告示 別表第3 注7)

- 8 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。※管理者を兼務している者についても算定できるものとする。《指定障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出書 別紙2-1》

複数の事業を一体的に行う多機能型事業所において児童発達支援管理責任者同士や児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者を兼務した場合の具体的な加算の取扱いについては、以下のとおり。

⇒ ただし、多機能型事業所の場合の定員規模の算定に当たっては、合計の利用定員に応じて基本報酬を算定することとなる。

(児童発達支援センターと放課後等デイサービスの多機能型)
1 児童発達支援センター → 管理者との兼務でない場合は加算の対象。 放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。
(児童発達支援センター以外の児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型)
2 児童発達支援センター以外の児童発達支援及び放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。
(放課後等デイサービスと生活介護の多機能型)
3 放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。 生活介護 → 基本報酬で評価。

#### 【放課後等デイサービス給付費の区分について】

(報酬告示 別表第3 注4)

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準(※)に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

- イ 利用定員が10人以下の場合 12単位
- ロ 利用定員が11人以上20人以下の場合 8単位
- ハ 利用定員が21人以上の場合 6単位

厚生労働大臣が定める施設基準(※)

児童指導員、保育士または指導員のうち強度行動援護障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了した者を1以上配置していること。

放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数のうち、1以上が児童指導員、保育士又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(以下「基礎研修修了者」という。)若しくは行動援護従業者養成研修修了者(以下「児童指導員等」という。)であるか。

#### 【指導員加配加算の取扱い】

(報酬告示 別表第3 注8)

10 時常見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員、保育士若しくは強度行動障害支援者要請研修を修了した指導員(以下「児童指導員等」という。)又は指導員(強度行動障害支援者要請研修を修了した指導員指導員を除く。以下同じ。)を1以上配置しているものとして県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

イ 児童指導員等を配置する場合	(1) 利用定員が10人以下の場合 195単位 (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 130単位 (3) 利用定員が21人以上の場合 78単位
ロ 指導員を配置する場合	(1) 利用定員が10人以下の場合 183単位 (2) 利用定員が11人以上20人以下の場合 122単位 (3) 利用定員が21人以上の場合 73単位

イを算定する場合にあっては、当該シート内9の加算の要件を満たし、かつ、児童指導員等を常勤換算で2以上配置している場合に限っているか。

重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合は、算定していないか。

### 【家庭連携加算の取扱い】

(報酬告示 別表第3の2)

11

指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、その内容の指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。

障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、算定しているか。

1月につき2回を限度として、所定単位数を算定しているか。

保育所又は学校等(以下「保育所等」という。)の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定して差し支えない。

当該支援を行う際には、保育所等の職員(当該障害児に対し、常時接する者)との緊密な連携を図っているか。

### 【事業所内相談支援加算の取扱い】

(報酬告示 別表第3の2の2)

12

放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、所定単位数を加算しているか。

あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、算定しているか。

以下のいずれかに該当する場合には、算定していないか。

ア 相談援助が30分に満たない場合

イ 相談援助が放課後等デイサービスを受けている時間と同一時間帯である場合

相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行っているか。

相談援助を行うに当たっては、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境に十分配慮しているか。

1月につき1回を限度として、所定単位数を算定しているか。

同日に家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合は、算定していないか。

#### 【訪問支援特別加算の取扱い】

(報酬告示 別表第3の3)

13 繼続して指定放課後等デイサービスを利用する障害児について、連続した5日間、利用がなかった場合、従業者が放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該事業所における指定放課後等デイサービスに係る相談援助等を行った場合に、標準的な時間で所定単位数を加算しているか。

概ね、3か月以上継続的に当該指定障害児通所支援事業所を利用していた障害児であるか。

5日間とは、当該障害児に係る通所予定日にかかるわらず、開所日で5日間としているか。

居宅を訪問し、家族等との連絡調整や引き続き指定障害児通所支援を利用するための働きかけや計画の見直し等の支援を行っているか。

1月に2回算定する場合は、加算算定後又は指定障害児通所支援事業所の利用後、再度5日以上連続して利用がなかった場合であるか。

#### 【利用者負担上限額管理加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第3の4)

14 利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数(150単位)を加算しているか。

#### 【福祉専門職員配置等加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第1の6)

15 置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、次の条件に応じて、事前に届出所提出の上、それぞれの加算を算定しているか。  
«指定障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出書 別紙3»

常勤の児童指導員又は指導員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が35%以上雇用されている事業所

福祉専門員配置等加算(I) 15単位/日

常勤の児童指導員又は指導員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所

福祉専門員配置等加算(II) 10単位/日

児童指導員又は指導員のうち、常勤職員が75%以上又は指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、勤続3年以上の職員が30%以上の事業所  
福祉専門員配置等加算(Ⅲ) 6単位/日

- 16 年度途中の従業者の退職等により、算定要件となる従業者の配置状況に変更が生じる場合は、速やかに「指定障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出書」を提出しているか。

\* 報酬算定している加算の確認及び体制届の提出について(事務連絡) 参照

#### 【欠席時対応加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第3の6)

- 17 指定放課後等デイサービスを利用する障害児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合において、所定単位数を算定しているか。

電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定放課後等デイサービス等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録しているか。(直接の面会や自宅への訪問等を要しない。)

1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。

#### 【特別支援加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第3の7)

- 18 (1)の基準に適合するものとして県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、(2)の基準に適合する指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービスを受けた障害児1人に対して、1日につき所定単位数を加算しているか。  
«指定障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出書 別紙5»

(1)厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚告第告示第269号・四)

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

- イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。(ただし、加算の対象となる障害児が難聴児である場合にあっては言語聴覚士を除き、重症心身障害児である場合にあっては、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。)
- ロ 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。
- ハ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。

(2)厚生労働大臣が定める基準(平24厚告第告示第270号・一)

次のイからニまでに掲げる基準に適合すること。

- イ 加算対象児に係る放課後等デイサービス計画を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(特別支援計画)を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。
- ロ 特別支援計画作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。
- ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。
- 二 加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行つた機能訓練又は心理指導(以下「特別支援」という。)について算定しているか。



特別支援を行うに当たっては、放課後等デイサービス計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(特別支援計画)を作成し、当該特別支援計画に基づいているか。



次に該当する場合には、当該加算は算定していないか。

<input type="checkbox"/>	ア 難聴児に対する給付費(基本報酬)を算定している難聴児に対する言語聴覚士による訓練を行う場合	<input checked="" type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	イ 重症心身障害児に対する給付費(基本報酬)を算定している重症心身障害児に対する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訓練を行う場合	<input checked="" type="checkbox"/>



### 【医療連携体制加算の取扱い】

(報酬告示 別表第3の8)

#### \* 医療連携体制加算(Ⅰ)

19 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。



#### \* 医療連携体制加算(Ⅱ)

20 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。



#### \* 医療連携体制加算(Ⅲ)

21 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。



#### \* 医療連携体制加算(Ⅳ)

22 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(Ⅰ)又は医療連携体制加算(Ⅱ)の算定対象となる障害児については、算定しない。



#### \* 医療連携体制加算(Ⅰ)~(Ⅳ)共通

23 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合の所定単位を算定している場合については、算定していないか。



### 【送迎加算の取扱い】

(報酬告示 別表第3の9)

#### \* 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して行う場合

24 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。



\* 重症心身障害児に対して行う場合

25 送迎の際に、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1以上配置しているとして県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。《指定障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出書 別紙16》

【延長支援加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第3の10)

26 次の(1)～(3)に掲げる基準のいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、障害児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。《指定障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出書 別紙6》  
(1) 運営規程に定める営業時間が8時間以上であること。  
(2) 8時間以上の営業時間の前後の時間において、放課後等デイサービスを行うこと。  
(3) 延長時間帯に、職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1名以上配置していること。

(留意事項通知 第二の2(3)⑪(準用 第二の2(1)⑯)

27 ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含んでいないか。

\* 個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えばサービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となる。

28 保育所等の子育て支援に係る一般施策の受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されているか。

\* 障害児支援利用計画は、事業所で作成する通所支援計画とは異なるものである。

【関係機関連携加算の取扱い】

(報酬告示 別表第3の10の2)

\* 関係機関連携加算(Ⅰ)

29 障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。

\* 関係機関連携加算(Ⅱ)

30 障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等(以下「小学校等」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。

【福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて】

(報酬告示 別表第3の10の11、12)

31 本年4月から加算の算定を受けようとする事業者については、指定期日までに加算に係る計画書及び必要な書類な添付書類を確定させた上で届出しているか。  
《介護給付費等算定に係る体制に関する届出書 届出様式③》

32 賃金改善を行う方法については、その内容(賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、額等)について計画書等を用いて職員に周知しているか。

33 福祉・介護職員処遇改善計画書等で届け出た内容に変更がある場合(会社法による合併や事業所の増減等の場合)には、変更の届出を行っているか。

以上